（機構と特定利用者証明検証者との間での取決めの内容）

第六十四条の十　法第三十八条の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　特定利用者証明検証者証明符号の提供の具体的な方法

二　特定利用者証明検証者証明符号の提供の周期

三　損害賠償に関する事項

四　その他総務大臣が必要と認める事項

（認証業務関連事務の委任）

第六十五条　市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、機構に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十五条第一項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務と併せて、法第二条第三項に規定する認証業務のうち次に掲げる事務（以下「認証業務関連事務」という。）を行わせることができる。

［一～四　略］

［２・３　略］

（帳簿の記載事項等）

第七十一条　法第四十条に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一　略］

二　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供先

三　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供を行った年月日

四　提供を行った署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の件数

五　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供の方法

［六　略］

（署名用電子証明書失効情報等の提供の状況についての報告書の作成及び公表）

第七十二条　法第四十一条の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することによって行うものとする。

一　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明検証者証明符号の提供先

［二～四　略］

［２　略］

（認証業務の用に供する設備の基準）

第七十三条　機構が認証業務の用に供する設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

一　署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書及び特定利用者証明検証者証明符号の発行に用いる電子計算機その他の設備（以下この条及び次条第二号において「認証業務実施設備」という。）は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

［二・三　略］

［新設］

（認証業務関連事務の委任）

第六十五条　市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、機構に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十五条第一項に規定する通知カード・個人番号カード関連事務と併せて、法第二条第三項に規定する認証業務のうち次に掲げる事務（以下「認証業務関連事務」という。）を行わせることができる。

［一～四　同上］

［２・３　同上］

（帳簿の記載事項等）

第七十一条　［同上］

［一　同上］

二　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供先

三　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を行った年月日

四　提供を行った署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の件数

五　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の方法

［六　同上］

（署名用電子証明書失効情報等の提供の状況についての報告書の作成及び公表）

第七十二条　［同上］

一　署名用電子証明書失効情報等、対応証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書失効情報等の提供先

［二～四　同上］

［２　同上］

（認証業務の用に供する設備の基準）

第七十三条　［同上］

一　署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行に用いる電子計算機その他の設備（以下この条及び次条第二号において「認証業務実施設備」という。）は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

［二・三　同上］